公益財団法人への移行と名称変更のご挨拶

この度、弊会は大阪府公益認定等委員会の答申を経て、大阪府知事より公益財団法人の認定を受け、新年より「公益財団法人大阪交通災害遺族会」として新たに発足いたしました。

これからは公益法人の名に違わぬよう法人運営を再認識し、旧法人にも増して気持を新たに幣会の使命である公益目的事業に力を尽くす所存でございます。 旧来からのご支援に厚く感謝申しあげますと共に、今後とも尚一層のご指導 ご鞭撻ならびに変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

1. 名称

公益財団法人 大阪交通災害遺族会 (旧名称) 財団法人 大阪交通災害遺族会

- 2. 公益目的事業
 - 1) 交通事故を防止する啓発事業
 - 2) 交通災害遺族の生活を支援する援護事業
 - 3) 交通遺児の健全な育成を図る激励事業
 - 4) 交通災害遺族及び交通遺児に対する援護資金及び奨学資金の貸与
- 3. 代表者

代表理事(理事長)橋本久子

4. 事務所

大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 06-6761-5296

5. 移行登記

平成26年1月6日

平成26年1月吉日

公益財団法人大阪交通災害遺族会 代表理事(理事長)橋本久子 事務局長 塩見高弘

※ 本件に関するお問い合わせは上記事務局まで。